

2013年10月1日

## 理事選挙内規(抜粋)

(選挙権および被選挙権)

**第4条** 選挙人名簿作成の日から引き続いて会員である者は、本会理事の選挙権及び被選挙権を有する。

2. 次の各号に該当する者は、被選挙権を有しない

- ① 理事選挙の投票締切日現在、本会会員になり1年を経過していない者
- ② 理事選挙を実施する前年までの会費を納めていない者
- ③ 顧問並びに名誉会員
- ④ プラチナ会員
- ⑤ 理事任期の開始時点で満70歳以上である会員(追加)